

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施する。また、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析等を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理に関する事務 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ③給付の支給に係る請求、届出、審査等に関する事務 ④予防接種の実費徴収及び審査等に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時予防接種事務 ・令和6年3月31日以前の接種記録等を管理する。 ・接種者からの申請に基づいて、令和6年3月31日以前の記録により、新型コロナウイルス感染症臨時予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表14、126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、27、28、29、153の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、26、153、154の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 健康推進課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	予防接種に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが派生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号の確認及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む)等に対し、情報セキュリティ研修を実施していることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1	452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地	事後	庁舎移転によるもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 田中 直子	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年6月30日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令 第13条 【情報提供の根拠】 なし	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令 第13条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の16の2の項	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(提供)	十分である	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和3年1月26日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加されたことに伴うもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令 第13条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の16の2の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令 第13条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の16の2、115の2の項	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加されたことに伴うもの。
令和4年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の接種履歴管理	・予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の接種履歴管理	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令 第13条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の16の2、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の16の2、16の3、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、12条の2の2、第13条、第59条の2	事後	
令和4年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の接種履歴管理	・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施する。また、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析等を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理に関する事務 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ③給付の支給に係る請求、届出、審査等に関する事務 ④予防接種の実費徴収及び審査等に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時予防接種事務 ・令和6年3月31日以前の接種記録等を管理する。 ・接種者からの申請に基づいて、令和6年3月31日以前の記録により、新型コロナウイルス感染症臨時予防接種証明書の交付を行う。	事後	基礎項目評価書①～③(①予防接種に関する事務②高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種に関する事務③新型コロナウイルス感染症対策に関する予防接種事務)を、基礎項目評価書①に一本化したため、それに伴う修正
令和7年3月21日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表14、126の項	事後	番号法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の16の2、16の3、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、12条の2の2、第13条、第59条の2	【情報照会】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号にに基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、27、28、29、153の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、26、153、154の項	事後	番号法改正による修正
令和7年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月21日	8.人手を介在させる作業		十分である 予防接種に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが派生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和7年3月21日	11.最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発 十分である 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む)等に対し、情報セキュリティ研修を実施していることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの